

特定投資家制度に関する期限日

金融商品取引法では、お客様をその知識・経験・財産の状況に応じて、「特定投資家」と特定投資家以外の「一般投資家」に区分し、特定投資家との取引においては金融商品取引業者に対する一定の行為規制を適用しないなどの規制の柔軟化が図られています。

特定投資家制度では、一定の要件を満たすお客様は、お申出により、契約の種類ごとに「特定投資家」と「一般投資家」の間の移行が可能となっています。法令上、移行により「特定投資家」としてお取り扱いする期間には期限が設けられており、当社は、その期限の末日（期限日といいます）を、移行後1年以内に到来する2月28日（閏年の場合は2月29日）とします。

- ※ 移行により「一般投資家」としてお取り扱いする期間は、お客様からの復帰のお申出がなされるまでとなります。
- ※ 「特定投資家」と「一般投資家」の間の移行期間中、お客様は、いつでも復帰のお申出をすることができます。